

令和4年 下呂市農業委員会第10回総会議事録

開催日時	令和4年10月3日	14:00～15:00
開催場所	下呂総合庁舎 5階 大会議室	
出席委員	1 番 山下康子 4 番 嶋田浩 8 番 中川元宏 (推) 11 番 二村昭司 15 番 中島尊治 18 番 二村正明(推) 21 番 金森茂俊 24 番 日下部道男(推)	2 番 上野耕正 5 番 熊崎みどり 9 番 中川輝男(推) 13 番 川口太三(推) 16 番 福井順也 19 番 熊崎徹 (推) 22 番 中島義雄 26 番 杉山裕(推)
	3 番 大森公治(推)	7 番 林忠助 10 番 田中覚章(推) 14 番 鎌倉誠也 17 番 中島次郎(推) 20 番 中桐由起子 (推) 23 番 中島悠
欠席委員	6 番 中島義彦	12 番 小林寿
		25 番 井戸克彦(推)
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 46 号 下呂市農地利用最適化推進委員の委嘱について 議事 47 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 48 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 議事 49 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 50 号 農地法第5条の規定による許可申請について  第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第10回農業委員会を開催いたします。	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 1 番 山下康子 委員 2 番 上野耕正 委員 をお願いいたします。	
会 長	議題第46号 下呂市農地利用最適化推進委員の委嘱について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。	
事務局	下呂市農地利用最適化推進委員の委嘱について説明させていただきます。 下呂市農業委員会の委員の選任に関する規則に基づきこの6月から7月までの間に推進委員の募集をしましたところ、定員12名に対しちょうど12名の応募がありました。 応募者の方々について説明させていただきます。	
	【応募者読み上げ】	

会 長 説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。下呂市農地利用最適化推進委員の委嘱について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

事務局長 ではここで会長より農地利用最適化推進委員へ委嘱状を交付します。

**【農地利用最適化推進委員入室、整列、委嘱状交付】**

事務局長 推進委員の皆様は名簿のとおり席に移動ください。

会 長 農業委員と農地最適化推進委員ここに決定する運びとなりました。今回改選となった7名の新任委員については、一言ずつ自己紹介をいただきたいと思います。7番・林委員より順番にお願いします。

**【新任委員自己紹介】**

事務局長 全委員が揃いましたので、議事に入る前に農林部長都竹より一言ご挨拶申し上げます。

**【部長挨拶】**

事務局長 部長ですが、このあと公務のため途中退席をさせていただきますのでご了承ください。

会 長 続きまして議事に入る前に事務局より連絡事項があります。事務局説明をお願いします。

**【事務局連絡事項】**

会 長

議事を再開します。

議題第47号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の3ページをお開きください。事務局説明をお願いします。

**【事務局説明】**

会 長

ただいま事務局より説明がございました農地法第3条申請3件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

**【担当委員説明】**

会 長

状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長

議題第48号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の4～6ページをお開きください。事務局説明をお願いします。

**【事務局説明】**

会 長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第49号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。議案の7ページをお開きください。事務局説明をお願いします。

**【事務局説明】**

会 長 ただいま説明がございました農地法第4条申請2件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

**【担当委員説明】**

会 長 状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請2件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第50号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。議案の8～11ページをお開きください。事務局説明をお願いします。

**【事務局説明】**

会 長 ただいま説明がございました農地法第5条申請8件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

**【担当委員説明】**

会 長 状況説明が終了いたしました。ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請8件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長 原案の通り承認いたします。

会 長 以上で本日の案件について審議を終了しますが、その他何かありましたらご意見伺います。

会 長 以上をもちまして、第10回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

※新型コロナウイルス感染防止策として時間を短縮するため、議案読み上げおよび委員説明を省略した。委員には事前に説明資料を配布しており、当日は質疑応答のみとした。本議事録に配布資料を添付する。

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

## 第10回 下呂市農業委員会総会 申請内容説明

担当委員につきましては当日説明をお願いいたします。なお、退任委員分につきましては事務局にて代読いたします。  
議案、申請書をよく読み、意見質問がある場合のみ当日発言ください。また内容に誤りがある場合は前日までにご連絡をお願いします。

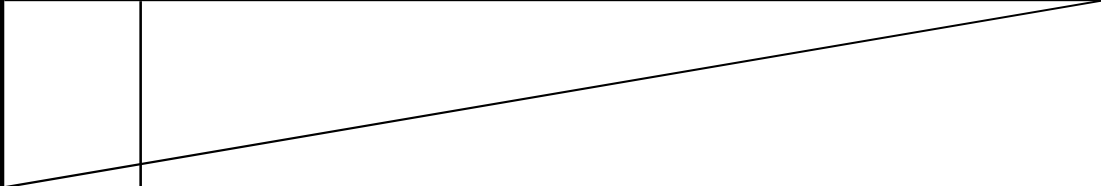
### (農地法第3条)

事務局説明		担当委員説明	
<p>議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、地役権の新規設定が1件、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が1件提出されています。</p>			
1	<p>番号1については、農振農用地外です。 要役地は申請地に隣接する地役権者の居宅であり、居宅へ電線の引き込み線が承役地上を通過することとなるため、地役権の設定を希望するものです。当該引き込み線は地上5mに位置し、営農に影響はないと考えられます。</p>	嶋田 浩	<p>3条1番について説明します。場所は萩原町宮田で、宮田小学校から山の方へ150mほど進んだあたりです。 地役権者は住宅に電線を引き込むためには申請地上を通過することとなるため地役権の設定を求めるものであり、土地所有者は、地役権者の求めに応じるものであります。 引き込み線は地上5mほどの高さであることから営農に支障はないと考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2	<p>番号2については、農振農用地です。 譲渡人は遠方に居住しており管理が難しいため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は25.55aとなります。</p>	嶋田 浩	<p>3条2番について説明します。場所は奥田洞で、****の横付近です。 譲渡人は県外に居住しており管理が難しい状態です。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、これまでも譲受人が耕作・管理を行ってきましたが、この度正式に譲渡されることとなったため許可を求めるものであります。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3	<p>番号3については、うち2筆が農振農用地です。 申請地は譲渡人の自宅から離れており管理が難しいため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は、15.57aとなります。</p>	中川輝男	<p>3条3番について説明します。場所は萩原町中呂で、2筆は****の裏手付近、2筆は国道41号中呂アンダーパスの下呂側出口付近の農地です。 譲渡人は申請地から離れた場所に居住しており管理が難しいため譲渡を希望し、譲受人は申請地を譲り受け、農業に励むものです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>以上ことから農地法3条申請につきましては、取得後のすべての農地を利用することや、機械・労働力・下限面積など問題ないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 農地第3条申請について審議をお願い致します。</p>			

## (事業計画変更)

事務局説明	
	議案第48号 農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、工鉱業用地の計画変更が2件、一般個人住宅の変更が1件です。面積については、田3,803㎡、畑637㎡です。
1	番号1については申請地を建売住宅として利用する計画でしたが、土建業の事業拡大により計画通りの建売住宅を建築することができずであり、また土建業の資材置場の確保が急務であることから、建売住宅の計画軒数を減らし、1棟を建築してモデルハウスとして利用し、残る部分は土建業の資材置場としたいことから事業目的を変更したいため承認を求めるものであります。 なお、この度の事業計画変更に合わせて、計画面積を拡大するため新たな所有権移転が必要であり、同時に5条申請も提出されていますので後程審議をお願いいたします。(詳細:5条の2) 農地区分は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地も無いため、問題は無いと思われれます。 なお、当初は平成**年**月**日付岐阜県指令****で、建売住宅として5条許可を得ていました。
2	番号2については申請地を食品加工工場として利用する計画でしたが、駐車場も併せて確保したいことから事業面積を拡大したいため承認を求めるものであります。新たに権利設定を行う農地については賃貸借契約によることとなるため、同時に5条申請も提出されていますので後程審議をお願いいたします。 (詳細:5条の3) 農地区分は、300m以内に下呂市役所環境水道部があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地も無いため、問題は無いと思われれます。 なお、当初は令和**年**年**日付岐阜県指令****で、食品加工工場として5条許可を得ていました。
3	番号3については申請地を土木建築業の資材置場として利用する計画でしたが、所有権移転を終え資材置場として利用を開始し、すべてを使い切る前に役員より住宅建築のため賃貸借を求められ、役員会においても承認されたことから事業目的および事業者の変更承認を求めるものであります。変更後については賃貸借契約によることとなるため、同時に5条申請も提出されていますので後程審議をお願いいたします。(詳細:5条の4) 農地区分は、約500m以内に萩原南中学校・みなみこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地も無いため、問題は無いと思われれます。 なお、当初は令和**年**年**日付岐阜県指令****で、資材置場として5条許可を得ていました。
	以上、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について審議をお願い致します。

(農地法第4条)

	事務局説明	担当委員説明
	<p>議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。            今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、貸駐車場への転用が1件の計2件、面積については田940㎡、畑164㎡、計1,104㎡です。</p>	
<p>1</p>	<p>番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めます。            農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。            一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題はないと思われまます。            なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>大森公治</p> <p>4条1番について説明します。申請地は小坂町無数原で、無数原の交差点から集落に入り、道なりに150mほど進んだ付近です。            申請地は住宅およびその進入路として使用されており、農地法の許可が必要であることを知らずこれまで利用してきたため、改めて転用許可を求めます。            隣接する農地の同意は得られていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
<p>2</p>	<p>番号2については、申請地を貸駐車場として利用したいため、転用許可を求めます。            農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。            一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題は無いと思われまます。            なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>退任委員            担当案件            につき            事務局代            読</p> <p>4条2番について説明します。申請地は金山町福来で****の向かいです。            申請者の父親の時代に耕作をやめ、造成がなされたとのこと。これまで神社や公民館で集会等があるたびに駐車場として提供していましたが、父親が亡くなり相続したことで当該申請地が農地であることに気づき、始末書が添付されております。            隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
<p>以上、農地第4条申請について審議をお願い致します。</p>		



(農地法第5条)

	事務局説明	担当委員説明
	<p>議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、工鉱業用地への転用が4件、その他レジャー施設への転用が1件、公民館への転用が1件の計8件、面積については田5,921㎡、畑2,482㎡、計8,403㎡です。</p>	
1	<p>番号1については、申請地を借り受け、土木建築業資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。農地区分は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題はないと思われれます。</p>	<p>5条1番について説明します。申請地は萩原町萩原で、****から線路を挟んだ上段です。貸出人は高齢により耕作が難しく、借受人は申請地付近で土木建築請負業を営んでおりますが、資材置場が不足しているため転用許可を求めるものであります。隣接する農地はないことから、問題は無いと思われれます。</p>
2	<p>番号2については、事業計画変更を伴うものです。申請地を譲り受け、資材置場およびモデルハウスの駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。農地区分は、約300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題はないと思われれます。当該案件は開発協議の締結が必要であることから、開発協議の締結を条件にご審議いただきます。</p>	<p>5条2番について説明します。申請地は萩原町上村で、****から桜洞方面へ200mほど進んだ場所です。申請地の隣接地は地元土木建築業者が所有しており、この度資材置場およびモデルハウス駐車場として利用する計画があり申請地を一体利用したいため転用許可を求めるものであります。今回新たに取得する地番がないと、通り抜けができず資材置場としての活用がしづらいため、新たに取得を希望しています。隣接する農地はないことから、問題は無いと思われれます。</p>
3	<p>番号3については、事業計画変更を伴うものです。申請地を借り受け、食品加工工場の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。農地区分は、約300m以内に下呂市役所環境水道部があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題はないと思われれます。開発協議につきましては既に締結済みです。</p>	<p>5条3番について説明します。申請地は萩原町跡津で、****のある交差点付近の場所です。申請地の隣接地に食品加工工場の建設のため農地転用許可を得ましたが、駐車場も整備を行いたいことから、この度地権者の同意を得て転用許可を求めるものであります。隣接する農地はないことから、問題は無いと思われれます。</p>
4	<p>番号4については、事業計画変更を伴うものです。申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。農地区分は、約500m以内に萩原南中学校、みなみこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから問題はないと思われれます。</p>	<p>5条4番について説明します。申請地は萩原町古関で、****の横付近です。申請地は資材置場として許可を得て、実際に利用を始めていました。しかし全ての面積を資材置場として利用し転用が完了する前に、役員から申請地を居宅として賃貸借させて欲しいとの申し出があり、事業計画変更を伴う転用許可を求めるものであります。隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われれます。</p>

5	<p>番号5については、申請地を譲り受け、土木建築業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま。</p> <p>当該案件は開発協議の締結が必要であることから、開発協議の締結を条件にご審議いただきます。</p>	川口太三	<p>5条5番について説明します。申請地は馬瀬川上で****付近の場所です。</p> <p>譲渡人は高齢のため管理が難しく、譲受人は付近で土木建築業を営んでいますが資材置場が不足している現状です。また、申請地は国道沿いであることから迅速に除雪業務に対応するために除雪機械置場としても大変勝手が良いことから、申請地を建設残土にて嵩上げし、その後資材置場として利用したいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま。</p>
6	<p>番号6については、申請地を譲り受け、公民館の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えま。</p>	中島尊治	<p>5条4番について説明します。申請地は御厩野で、****の隣です。</p> <p>公民館や芝居小屋の駐車場が不足していることから、駐車場として利用するため転用許可を求めるものであります。譲渡人は県外の方で、代替わりして管理ができない状態です。</p> <p>隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま。</p>
7	<p>番号7については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の用途地域の定めがあることから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われま。</p>	二村正明	<p>5条7番について説明します。申請地は森で****から山の方へ450mほど進んだ場所です。</p> <p>譲渡人は市外に居住しており管理が難しく、譲受人は申請地の向かいにある工場を住宅に代えて譲り受け、移住したいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えま。</p>
8	<p>番号8については、申請地を譲り受け、釣り堀として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地の同意は得られていることから問題は無いと思われま。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	金森茂俊	<p>5条8番について説明します。申請地は金山町戸部で、金山病院側から横谷溪トンネルを抜けた付近の場所です。</p> <p>申請地は譲渡人の父親の時代から既に農地性がなく、釣り堀として営業されてきました。高齢に伴い経営を譲渡するにあたって農地法の許可が得られていないことから転用許可を求めるものであります。</p> <p>現地は日陰で、耕作ができるような状態ではありません。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えま。</p>
<p>以上、農地第5条申請について審議をお願い致します。</p>			